

## 人・農地プラン実質化について

那珂川町産業振興課

## 1 人・農地プランの実質化とは

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるものです。農地中間管理事業の推進に関する法律第26条に位置づけられています。

平成29年度末現在、1587市町村において人・農地プランが作成されていますが、地域の話し合いに基づくものとは言い難いものもあるところです。

このため、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、市町村、農業委員会など関係者の参加の下で、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いの場において、農業者が地域の現況と将来の地域の課題を関係者で共有することにより、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成につなげていけるよう、取り組みを推進するものとされました。

なお、国の補助事業（農業次世代人材投資事業やスーパーL資金金利負担軽減措置等）の要件に、人・農地プランの実質化が図られていることが要件となっているため、那珂川町の全地域を対象に実施していきます。

## 2 人・農地プランの実質化の要件

## ① アンケートの実施

- ・対象地区の農業者に対して、その年齢、後継者の有無等を把握するため、概ね5年から10年後の農地利用のアンケート調査を行う。
- ・アンケートに回答した農地の所有者又は耕作者の耕作面積が対象地区内の遊休農地を除く農地の少なくとも過半を占めていること。

## ② 現況把握

- ・対象地区において、アンケートの調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること。

## ③ 中心経営体への農地の集約化等に関する将来方針の作成

- ・対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること。
- ・将来方針の内容としては、例えば、次のようなものが考えられる。「A集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者a、bが担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。」
- ・中心経営体とは、認定農業者や認定新規就農者などが位置づけられます。
- ・将来方針を実現させるために必要と考えられる取組の方針は積極的に記載することが期待されます。例えば、以下のような方針が考えられます。

ア 農地中間管理機構の活用方針

イ 基盤整備への取組方針

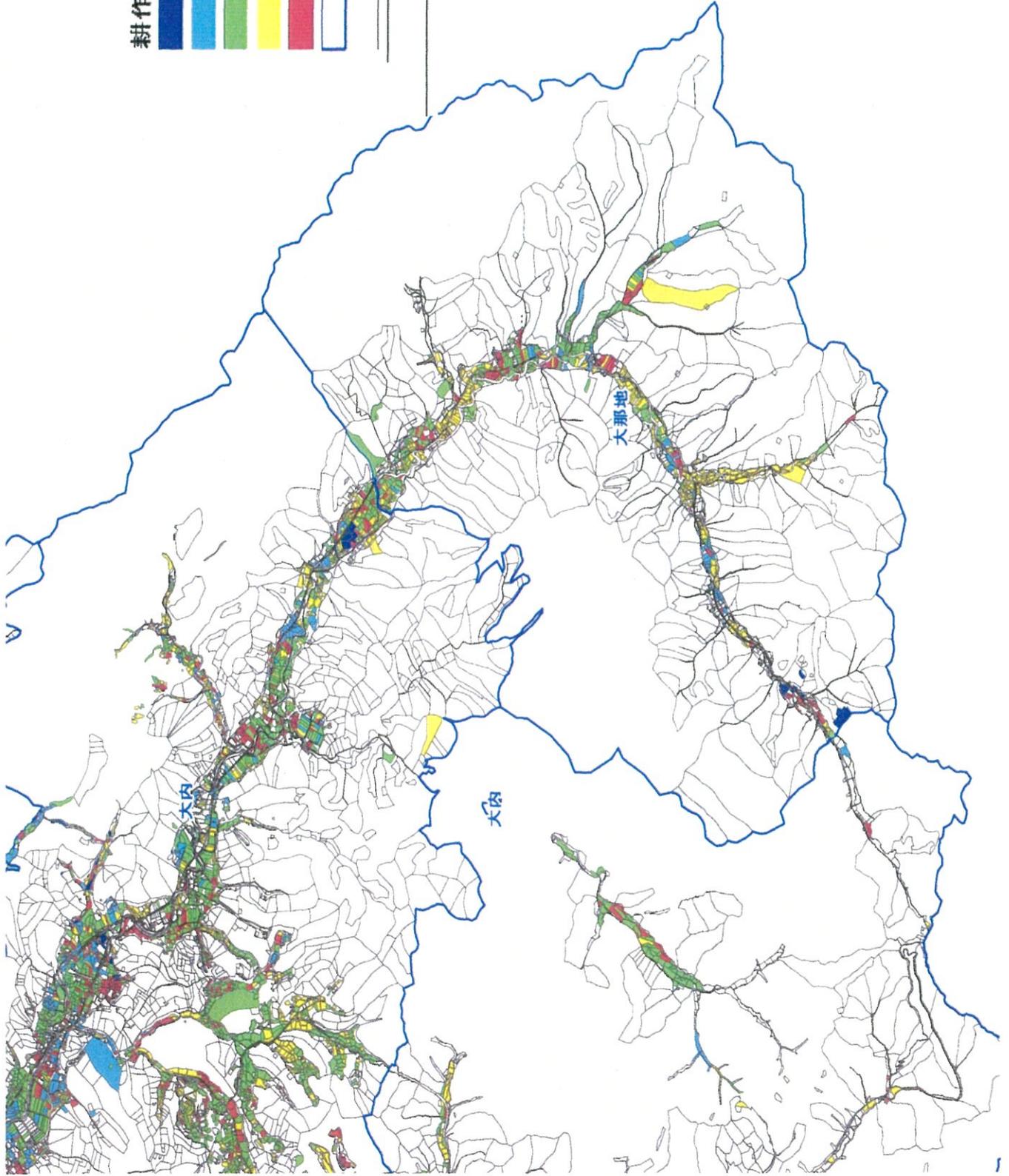
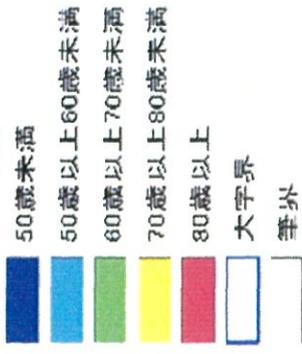
- ウ 作物生産に関する取組方針
- エ 鳥獣被害防止対策への取組方針
- オ 災害対策への取組方針

3 実質化された人・農地プランと各種補助事業等の連携状況（令和2年度）

区分		事業名	
事業要件	全地区が対象地区	機構集積協力金のうち地域集積協力金、農地整備・集約協力金	
		強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	
		一部を対象地区として含む	
	中心経営体	農地耕作条件改善事業のうち高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、未来型産地形成推進条件整備型	
		農業次世代人材投資事業（経営開始型）	
		強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ	
		農業経営継承保証保険支援事業	
		対象者に含む	スーパーL資金金利負担軽減措置
			農地売買等支援事業
			持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち未来型果樹農業等推進条件整備

凡例

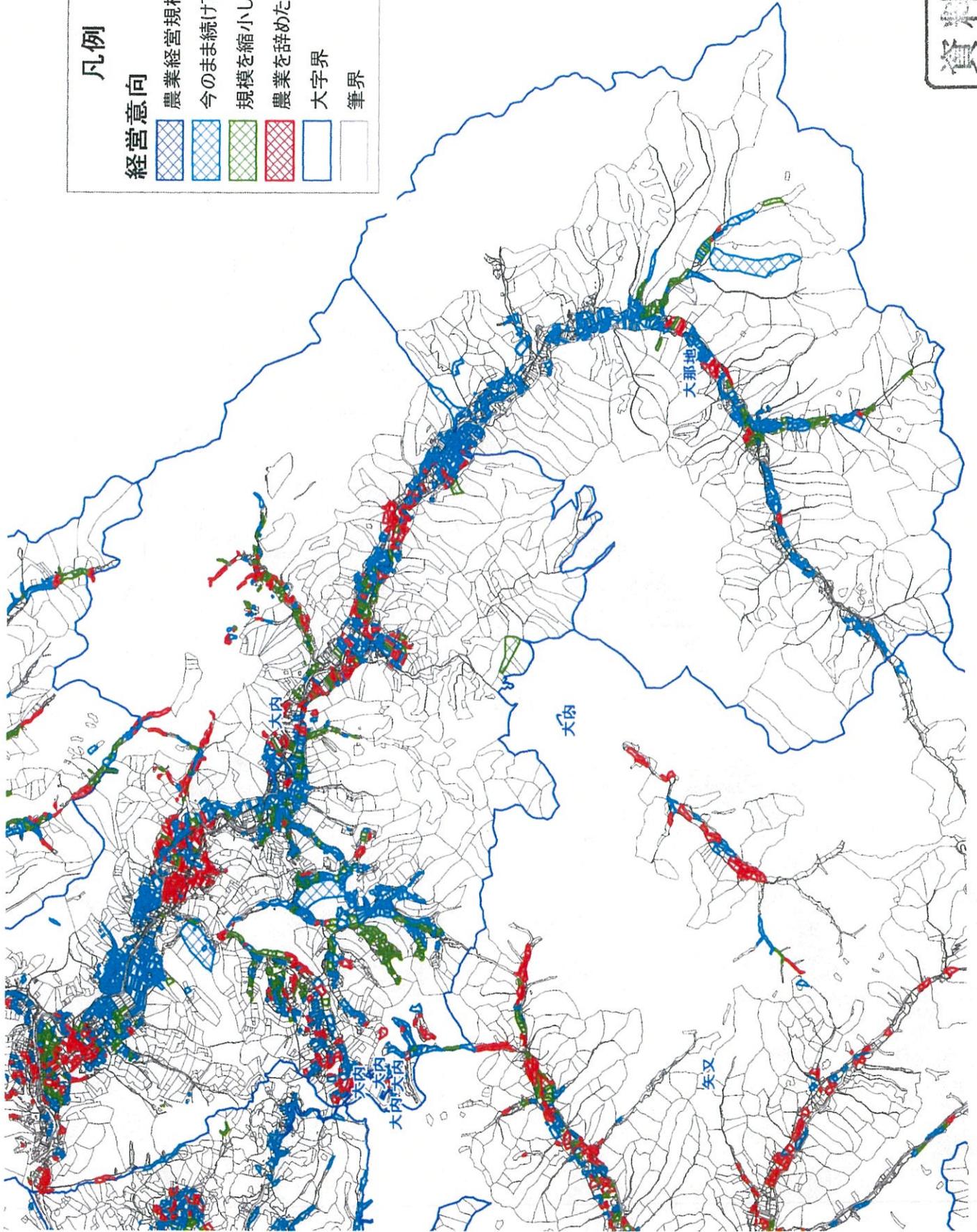
耕作者の年齢



# 凡例

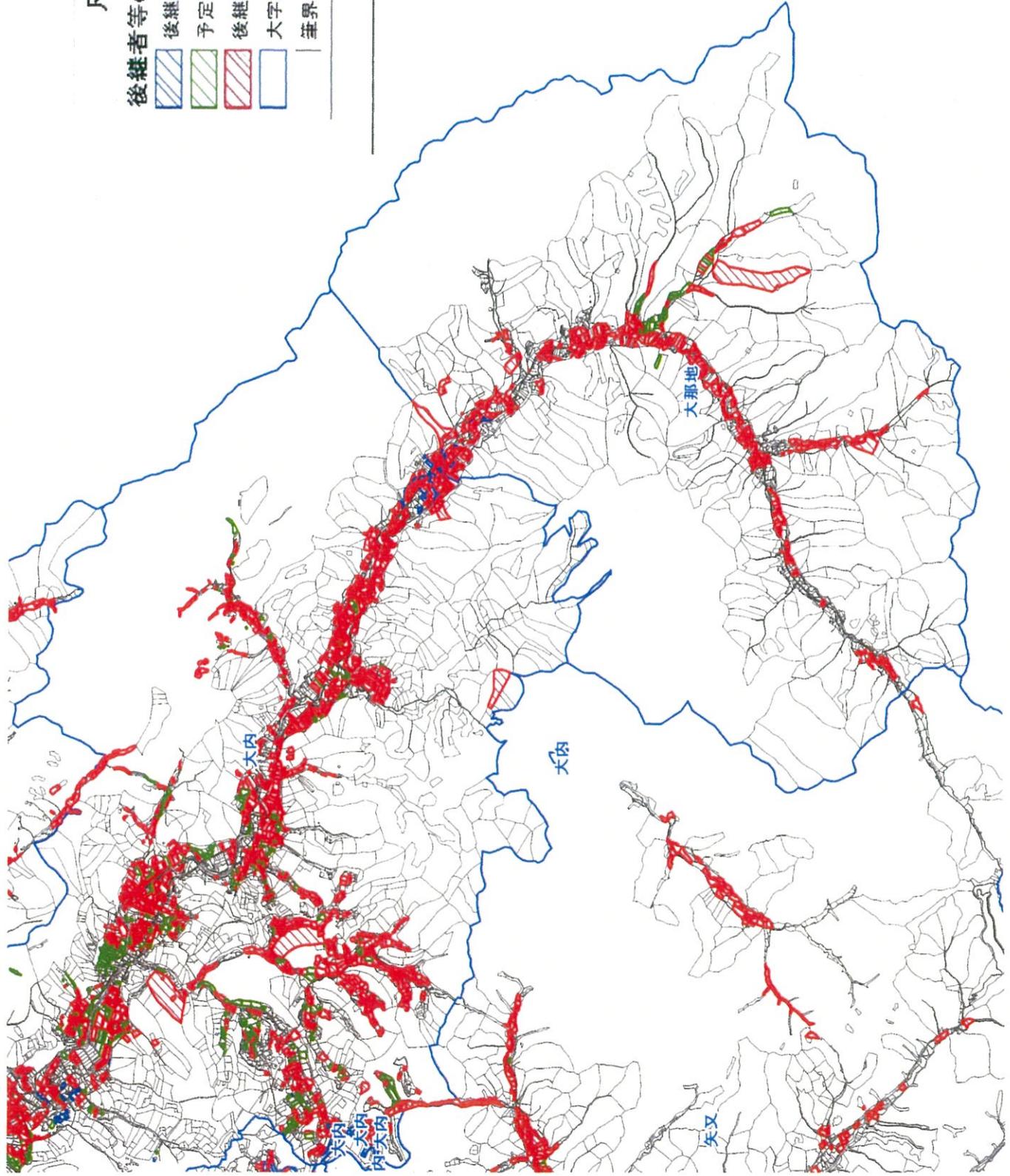
## 経営意向

- 農業経営規模を拡大したい
- 今のまま続けていきたい
- 規模を縮小したい
- 農業を辞めたい
- 大字界
- 筆界



凡例

- 後継者等の有無
- 後継者が就農している
  - 予定者がいる
  - 後継者の目途はついていない
  - 大字界
  - 筆界



④対象地区	⑥備考 集落名	面積 (実利用面 積) (ha)	後継者の有無について 回答した耕作者の 耕作面積		地区内の70歳以上 の農業者の耕作面 積		うち後継者未定 の農業者の耕作 面積		うち後継者につい て不明の耕作面積		後継者が就農し ている		予定者がいる		後継者の用途は ついでにない		農業経営規模 を拡大したい		今のまま続けて いきたい		規模を縮小した い		農業を辞めたい	
			(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)
大瀬地	清水、矢ノ 原、草刈池 堤	44.5	23.3	52.4	26.8	60.3	9.2	20.7	17.3	38.9	0.3	0.7	2.3	5.2	20.7	46.6	0.0	0.0	20.1	45.3	4.3	9.8	1.8	4.1
			32.1	64.1	24.7	49.4	10.4	20.8	11.6	23.2	13.1	21.7	0.0	0.0	7.4	14.8	24.7	49.3	0.0	0.0	16.5	33.0	3.1	6.1
大山田下郷	仲ノ内、石井、今 中、高平、高土 郷、大河内	60.4	33.3	55.3	34.0	56.4	18.0	29.7	13.1	21.7	2.0	3.3	2.7	4.4	34.7	57.5	0.2	0.3	22.9	37.9	4.6	7.6	15.1	25.1
			14.7	77.0	11.0	57.5	7.7	40.3	3.3	17.2	3.3	17.2	0.0	0.0	0.0	0.0	14.7	77.0	0.0	0.0	6.2	32.7	1.1	5.7
大山田上郷	原、仲葉 上郷、岩山、高 橋、高平、高平 計	129.4	80.1	61.9	69.7	53.8	36.0	27.8	28.0	21.6	2.0	1.5	10.1	7.8	74.1	57.2	0.2	0.2	45.6	35.2	8.7	6.7	37.7	29.1
			13.0	56.6	13.5	58.6	7.2	31.2	5.6	24.3	5.6	24.3	0.7	3.1	1.3	5.7	11.0	47.8	0.0	0.0	9.6	41.9	1.8	7.8
小砂	米目木、入の 内 仲葉上、仲葉 下、立野 右田、原、国 山	47.8	29.2	61.0	23.7	49.5	9.5	19.8	8.6	17.9	0.0	0.0	6.8	14.2	22.4	46.7	0.0	0.0	16.5	34.6	10.6	22.1	9.8	20.5
			76.5	92.9	34.8	42.3	12.6	15.3	11.1	13.5	4.7	5.8	5.8	12.7	15.4	43.1	52.4	0.7	0.8	41.8	50.8	14.0	17.1	12.4
全体	計	212.8	154.7	72.7	99.9	46.9	40.6	19.1	36.6	17.2	7.1	3.3	25.7	12.1	105.9	49.8	2.4	1.1	97.9	46.0	35.9	16.9	29.2	13.7
			3,007.3	2,009.3	66.8	1,246.0	41.4	476.6	15.8	549.2	18.3	221.4	7.4	343.5	11.4	1,410.1	46.9	186.7	6.2	1,247.0	41.5	366.2	12.2	463.8

## 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための取組を支援します

農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。しかし、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動等が困難になることにより、水路、農道等の維持管理に係る担い手の負担が増大しています。

このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域活動や営農の継続等に対して支援を行っています。詳しい支援内容、要件、交付単価等についてはお問い合わせください。

### 多面的機能支払交付金

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。

活動例 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動

### 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

活動例 耕作放棄地の発生防止、水路・農道の管理活動等

### 環境保全型農業直接支払交付金

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援します。

対象となる取組例 有機農業、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ等

問い合わせ 産業振興課 農政係 ☎0287-92-1113

## 農業振興の支援制度のご案内

### 園芸作物振興対策事業

内容 新品目・規模拡大に必要なパイプハウス等の導入支援

助成額 1/2 補助、上限200万円(うちパイプハウス150万円、機械30万円、資材20万円)

### 農作物等鳥獣被害防止対策事業

内容 獣害被害防止器具設置経費に対する補助

助成額 1/2 補助、上限5万円

### 農業後継者育成支援事業

内容 認定農業者の農業経営を継承し、将来において経営主となる農業後継者の支援

助成額 農業後継者支援交付金⇒50万円

農業後継者機械整備支援事業費補助金

⇒1/2 補助、上限150万円

### 耕作放棄地再生利用緊急対策事業

内容 10a以上の耕作放棄地を再生する経費の支援

助成額 農地整地費等の事業費の1/2 補助、上限30万円

詳しい支援内容、要件についてはお問い合わせください。

問い合わせ 産業振興課 農政係 ☎0287-92-1113

## 個人や団体等が実施する農地・農業用施設の整備を支援します

### 町単独農村振興事業

小規模に実施する農地・農業用施設の整備を支援します。

#### ①農業用施設整備

内容 農道整備、用排水路整備、ため池改修 等

条件 受益戸数2戸以上

助成額 事業費の1/2 以内の額(上限50万円)

#### ②農地

内容 暗渠排水、畦畔除去 等

助成額 事業費の1/2 以内の額若しくは事業対象面積1アール当たり1万円の定額補助の額のいずれか少ない方の額(上限50万円)

#### 国・県の事業

比較的大規模に実施する農地・農業用施設の整備を支援します。

詳しい支援内容、要件についてはお問い合わせください。

問い合わせ

産業振興課 農林整備係 ☎0287-92-1113

## 那珂川町農作業受託組織等体制整備支援事業

## 〈事業概要〉

農業者の高齢化や後継者不足等に対応するため、農家から農作業の委託を受ける事業者や集落営農組織等の経営を支援し、あわせて農業基盤の維持を図るため、農業用機械及び施設の整備、更新に要する経費の一部を補助します。

## 〈補助金額〉

水稻・麦の基幹作業に対する農業用機械及び施設の新設、更新に要する経費の1/2以内の額（1申請者につき令和2年度から令和6年度までの合計額は300万円を限度とする。）

## 〈補助対象〉

次の表に掲げる作業に必要な機械、育苗用施設等

作目	作業種別
水稻	耕起、荒代、植代、育苗、田植、薬剤散布、施肥、稲刈
麦	耕起、播種、刈取

## 〈主な要件〉

1 組織要件 担い手集団又は営農集団であること。

- ・担い手集団 町内に住所を有する者のうち、担い手（(1)認定農業者、(2)認定新規就農者）が5人以上で組織する団体をいう。
- ・営農集団 農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体をいう。
- ・交付対象者のうち法人格を有しない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- ・税の滞納がないこと。

2 受託面積要件

- ・中山間地域内の農地において農作業の受託等を行う面積が5ha以上、又は中山間地域以外の農地において農作業の受託等を行う面積が10ha以上であること。

※農作業の受託等とは、

- ア 農作業受委託契約書による農作業の受託
- イ 農地法第3条の許可に基づく賃借権による耕作
- ウ 農業経営基盤強化促進法の利用権の設定に基づく賃借権による耕作
- エ 農地中間管理事業の推進に関する法律の農用地利用配分計画に基づく賃借権による耕作のいずれかに該当するものをいう。

## ……… 那珂川町スマート農業推進事業を公募します ……

スマート農業技術を活用した農業用機械等の導入に係る補助対象事業を公募します。

**公募期間** 11月19日(木)まで

**応募用紙** 町ホームページからダウンロード又は産業振興課の窓口でお受け取りください。

**申し込み方法** 産業振興課に郵送又は持参してください。

**採択基準** 事業計画、経営面積、今後の目標等からポイントを算出し、予算の範囲内でポイントの高い事業計画から採択します。

対象者	事業内容	補助対象経費	補助率等
認定農業者 認定新規就農者	農業用ドローンを活用したリモートセンシング又は農業散布を目的とした機械等を導入する事業	農業用ドローン等	農業用機械等購入費の1/2以内の額で300万円を限度とする。ただし、1申請者につき令和2年度から令和6年度までの合計額は300万円を限度とする。
人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている者	自動運転・作業軽減を目的とした機械等を導入する事業	トラクター等の自動操舵補助システム等	
農事組合法人等	水管理を目的とした機械等を導入する事業	IoTの通信技術を活用した水田の水位確認、水口から入水を自動制御する機械等	

申し込み・問い合わせ 産業振興課 農政係 ☎ 0287-92-1113



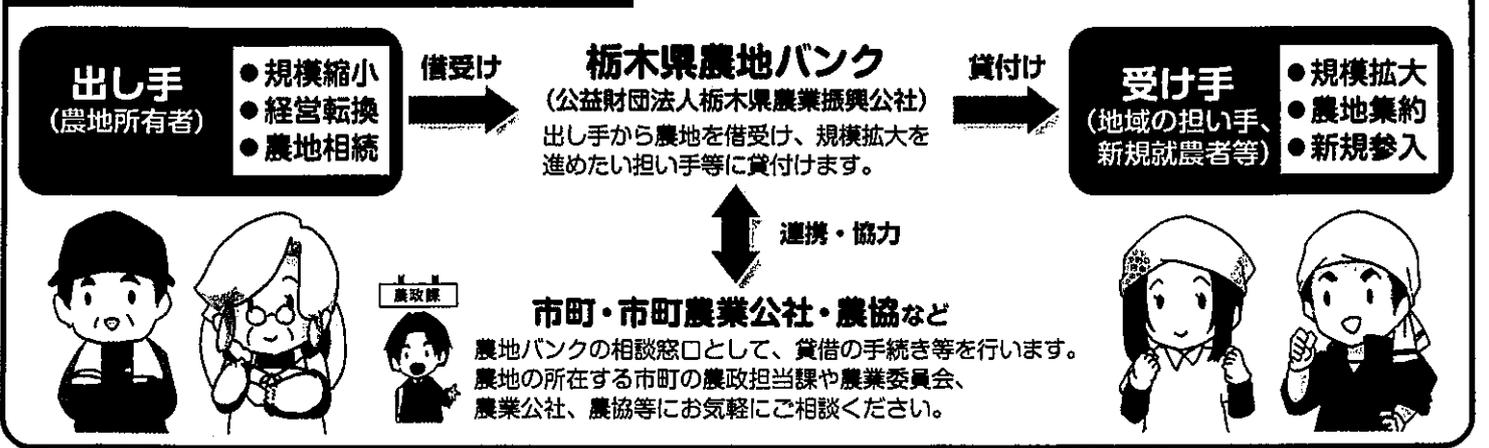
# 農地の貸借は 栃木県農地バンクへ

## (公益財団法人 栃木県農業振興公社)



栃木県農地バンクは、担い手への農地集積・集約化を推進しています

### 農地バンク事業の仕組み



#### 出し手のメリット

- ①農地バンクは公的機関なので、安心して農地を貸せます。
- ②賃料は農地バンクが支払い、契約期間満了後には農地は確実に戻ります。
- ③納税猶予の適用農地の場合、納税猶予の適用が継続されます。

#### 受け手のメリット

- ①経営規模の拡大が図れます。
- ②長期間の借入れが可能なので、安心して耕作が出来ます。
- ③出し手が多数いても、契約や賃料の支払いが一本化されるので、事務が軽減されます。



- 対象農地は、農業振興地域内の農地であり、農地バンクの借受ルールに基づき判断します。
- また、遊休農地や利用が著しく困難な農地等、貸付けが見込めない農地は、借受けることが出来ないことがあります。
- 貸借期間は、原則10年以上です。ただし、所有者が希望する場合には、協議により5年とすることができます。
- 要件を満たせば、機構集積協力金(裏面参照)や農地の固定資産税の軽減が受けられます。

# 栃木県農地バンクに農地を貸す場合・借りたい場合

## 出し手 農地を貸したい方

まずは、市町の農政担当課や農業公社等の窓口へ、農地貸付けの申出や相談をしてください。



## 受け手 農地を借りたい方

まずは、農地バンクが行う「借受希望者の公募」に応募してください。



## 機構集積協力金交付事業

要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。交付要件の詳細は、農地のある市町の農政担当課にお問い合わせください。

### 1. 地域集積協力金

○実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を栃木県農地バンクに貸付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付します。

※(1)と(2)の同一年度での重複交付はなし。

#### (1) 集積・集約化タイプ

農地バンクを活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

$$\text{■農地バンクの活用率} = \frac{\text{当該年度の貸付面積}}{\text{地域の農地面積 (前年度までの貸付面積除く)}}$$

※注1 農地バンクへの貸付期間が6年未満の農地は交付対象外（農地バンクの活用率の算定には加える）。

※注2 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を10%超とする。

#### (2) 集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します。

	農地バンクの活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

### 2. 経営転換協力金

○栃木県農地バンクに農地を貸付けることにより、

- ・経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人

に対して協力金を交付します。

	交付単価	上限額
令和元(2019)~3(2021)年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
令和4(2022)・5(2023)年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※注1 経営転換協力金は、5年間で段階的に縮減・廃止。

※注2 令和4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象。

### 3. 農地整備・集約協力金

○農地耕作条件改善事業に取り組む場合の農業者負担を軽減するため、協力金を交付します。

目標年度における担い手の農地集約化率	交付率 (整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

$$\text{■担い手の農地集約化率} = \frac{\text{担い手に集約した事業対象農地面積}}{\text{事業対象農地面積}}$$

※令和5年度までの時限措置

詳細については、下記の相談窓口までお問い合わせください。

栃木県 生産振興課 ☎028-623-2279  
 河内農業振興事務所 ☎028-626-3061  
 宇都宮市農業企画課 ☎028-632-2473  
 (公財)宇都宮市農業公社 ☎028-660-2701  
 上三川町農政課 ☎0285-56-9136  
 (公財)上三川町農業公社 ☎0285-56-4312  
 上都賀農業振興事務所 ☎0289-62-5236  
 鹿沼市農政課 ☎0289-63-2191  
 (公財)鹿沼市農業公社 ☎0289-63-5570  
 日光市農林課 ☎0288-21-5171  
 (一財)日光市農業公社 ☎0288-22-7770  
 芳賀農業振興事務所 ☎0285-82-4720  
 真岡市農政課 ☎0285-83-8137  
 (公財)真岡市農業公社 ☎0285-83-9931  
 益子町農政課 ☎0285-72-8836  
 茂木町農林課 ☎0285-63-5634  
 JAはが野茂木営農センター ☎0285-63-1249  
 市貝町農林課 ☎0285-68-1116  
 JAはが野市貝営農センター ☎0285-68-1314  
 (公財)芳賀町農業公社 ☎028-677-6048  
 芳賀町農業委員会 ☎028-677-6047

下都賀農業振興事務所 ☎0282-23-3425  
 栃木市農業振興課 ☎0282-21-2379  
 栃木市大平産業振興課 ☎0282-43-9212  
 栃木市藤岡産業振興課 ☎0282-62-0906  
 栃木市都賀産業振興課 ☎0282-29-1104  
 栃木市西方産業振興課 ☎0282-92-0313  
 栃木市岩舟産業振興課 ☎0282-55-7764  
 (一財)栃木市農業公社 ☎0282-20-5300  
 JAしもつけ営農部営農企画課 ☎0282-20-8828  
 JAしもつけ栃木営農センター ☎0282-27-6511  
 JAしもつけ都賀営農センター ☎0282-27-1881  
 JAしもつけ大平営農センター ☎0282-43-0800  
 JAしもつけ藤岡営農センター ☎0282-62-4336  
 JAしもつけ岩舟営農センター ☎0282-55-3211  
 小山市農政課 ☎0285-22-9254  
 小山市農業委員会 ☎0285-22-9861  
 下野市農政課 ☎0285-32-8906  
 (公財)下野市農業公社 ☎0285-32-8951  
 壬生町農政課 ☎0282-81-1881  
 JAしもつけ壬生営農センター ☎0282-82-1103  
 野木町産業課 ☎0280-57-4151

塩谷南那須農業振興事務所 ☎0287-43-1252  
 矢板市農林課 ☎0287-43-6210  
 (公財)矢板市農業公社 ☎0287-43-2650  
 さくら市農政課 ☎028-681-1117  
 JAしおのや葛連川営農生活センター ☎028-686-3211  
 那須烏山市農政課 ☎0287-88-7117  
 (一財)那須烏山市農業公社 ☎0287-88-7790  
 塩谷町産業振興課 ☎0287-45-2211  
 高根沢町産業課 ☎028-675-8104  
 JAしおのや高根沢営農生活センター ☎028-676-0233  
 那珂川町農林振興課 ☎0287-92-1113  
 JAなす南営農指導課 ☎0287-96-6170  
 那須農業振興事務所 ☎0287-23-2151  
 大田原市農政課 ☎0287-23-8708  
 (公財)大田原市農業公社 ☎0287-23-4834  
 那須塩原市農務畜産課 ☎0287-62-7147  
 (公財)那須塩原市農業公社 ☎0287-60-1283  
 那須町農林振興課 ☎0287-72-6911  
 (一財)那須町農業公社 ☎0287-73-5545  
 安足農業振興事務所 ☎0283-23-1455  
 足利市農政課 ☎0284-20-2162  
 佐野市農政課 ☎0283-20-3043  
 (公財)佐野市農業公社 ☎0283-21-5489

# IV その他の農地バンク事業に関する支援

## 1 ほ場整備事業と連携した担い手への農地集積・集約化

### (1) 農地中間管理機構関連農地整備事業【国庫事業】

農地バンクが借り入れている農地について、農業者の申請や費用負担によらず、県が農地の大区画化等の基盤整備を実施します。

**事業内容** 区画整理

#### 主な実施要件

- 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- 事業対象農地面積10ha(中山間地域等は5ha)以上
- 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化
- 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上
- 事業実施前の担い手への農地集積率及び集約化率が80%以下であること 等

### (2) 整備済み農地の簡易な整備等(農地耕作条件改善事業)【国庫事業】

農地バンク事業の重点実施区域\*等において、区画拡大や暗渠排水等の基盤整備や高収益作物への転換を支援します。

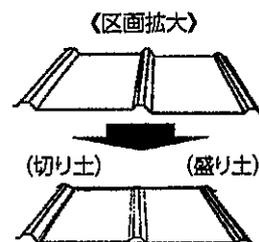
\*：機構法第8条の農地中間管理事業規程で定められた人・農地プランが作成されている地域

#### 事業内容

- ① 地域内農地集積型
  - ◆定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備 等
  - ◆定率助成：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設、管理省力化支援 等
- ② 農地集積推進型
  - ◆機動的な基盤整備：①の定率助成と同様
  - ◆集積推進費：一定以上の事業規模、農地集積・集団化率の向上等を要件に、ハード整備の事業費を対象に推進費を交付(最大5.0%)
- ③ 高収益作物転換型
  - ①の事業内容に加え、以下の取組が可能
  - ◆定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握 等
  - ◆定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

#### 主な実施要件

- 総事業費200万円以上
- 受益者数2者以上
- 農地バンクとの連携概要の策定



# 農家民泊はじめませんか？

「こんな体験はじめて！」

「こんなに美味しいご飯を食べたことない！」

「まだ帰りたいよ！」

「また来るね！」

こんな子どもたちの声を聞いてみませんか？

グリーン・ツーリズムは、こんな活動をしています。

## 農家民泊・都会の人との交流とは？

人口減少問題・少子高齢化が問われる今、地域の知名度向上と定住促進を目指した活動です。そして、この地域の良さを伝えるための一番の方法は、皆様との交流、生活を体験することです。農作業や農村生活を通じて、都会には無い、地域の魅力を広めていただき、交流の輪を広げていくことを目的としております。



## どういった人が泊まりに来るの？

主には都会に暮らす日本の中学生や高校生です。それ以外にも大人の方や海外から日本の伝統文化を体験するために泊まりに来られます。



必ず受け入れる必要はなく、ご家庭の都合に合わせて受けられます。

## 農家民泊さんの声

- 美味しい美味しいとご飯をたくさん食べてくれるのが本当に嬉しい！
- 孫が遊びにきたみたいで、すごく楽しく家が明るくなった！
- 自分の孫が外の子たちと交流して成長していく姿を見るのが嬉しい！
- お別れの時、子どもたちが泣いているのを見て、自分も嬉しくて泣きそうになった！



## 民泊活動の意義

農家民泊の一番の良さは、交流することで間違いなく、地域のファンが増え、地域を愛する人たちが増えることです。「農作業を中心とした農村での生活体験」や「地元食材を使った美味しい郷土料理作り体験」など、都会では味わうことができない様々な活動を、民泊を通して体験していただくことを目的としております。



## 手続きはどうするの？

- 農家であることを証明する一定の要件が必要ですのでお問い合わせください。
- ご自宅の空き部屋を利用できるので、特別な改修などは必要ありません！
- 開業に必要な各種手続きについては、お手伝いしますので、お手間もかかりません！



## お支払い一例

2泊3日で5人を宿泊させた場合

農家民泊代金 4,400円×2回

半日体験代金 1,000円×4回

昼食体験代金 800円×2回

合計 14,400円×5名 = 72,000円

一緒に「ただいま」と言いたいふるさとを作っていきませんか？

農家民泊にご興味・ご関心のある方は、大田原・ツーリズムまたは役場産業振興課までご連絡ください。

【FAXお申し込み記入欄】

お問い合わせ先

- 株式会社大田原ツーリズム  
TEL: 0287-47-6759 FAX: 0287-47-6760
- 那珂川町役場 産業振興課  
TEL: 0287-92-1113 FAX: 0287-92-3081

氏名

連絡先

住所

